

# IPCCが平均気温1.5℃上昇で特別報告書 住宅・建築物の省エネ対策強化へ法制度改正も

**す** っかり秋が深まった今の季節に振り返ってみても、気象庁が「一つの災害」と表現したこの夏の暑さは異常だった。屋外作業の建設現場では、熱中症対策に腐心された方も多かったに違いない。最高気温三五℃以上の猛暑日が続く中、公共工事では作業員の熱中症災害を防ぐために、施工者に工事の一時中止と工期延長を認める発注機関もあった。

猛暑と合わせて目立ったのが豪雨や台風による災害である。「南から入った温かく湿った空気が前線を刺激」「高い海水温の影響により、超大型で猛烈な勢力に発達した台風○○号」……。そんな言葉を天気予報やニュースで何度耳にしたことだろう。

地球は確実に温まっている――。猛暑や豪雨・台風災害の頻発によって、地球温暖化がいよいよ明確な実感を伴って人々に迫ってきたのが今年の夏だったと言えるかもしれない。

## 広がる温室効果ガス削減の動き

この夏、猛暑に見舞われたのは日本だけでなく。世界気象機関（WMO、本部・スイス）は日本やヨーロッパ北部など世界的に異常気象が起きているとし、今後とも猛烈な暑さが長期間にわたって続くようになると警鐘を鳴らした。異常気象の直接要因は地域ごとに異なるものの、地球温暖化が影響しているとの見方には論を俟たないだろう。

地球温暖化対策をめぐっては、一九九七年十二月に京都で開かれた気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）で、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付ける合意文書「京都議定書」を採択。先進国ごとに温室効果ガス排出量の削減目標が設定されたほか、国際的な協調による排出量の削減を促進する仕組みも導入されることとなった。

続いて二〇二〇年で失効する京都議定書以降の新たな枠組みを策定しようとして、二〇一一年十一月には南アフリカ共和国でCOP17が開かれ、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加する新たな枠組みづくりで合意した。そして二〇一五年十二月、フランスのパリで開かれたCOP21で「パリ協定」が採択され、翌年十一月に正式発効。パリ協定の枠組みを受けて日本

## 平均気温上昇の影響は深刻

そうしたなか、十月初めに韓国・仁川で開かれた国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第四八回総会で、地球温暖化が現在の度合いで続けば二〇三〇～二〇五二年の間に世界の平均気温は産業革命以前と比べて一・五℃上昇する可能性が高いとする「一・五℃特別報告書」が承認、公表された。地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前より二℃未満に抑え、可能なら一・五℃未満にとどめる目標が掲げられている。今回の報告書は、努力目標とする一・五℃の気温上昇でも深刻な事態を招くことに言及しつつ、二℃上昇と比べて影響を軽減できる可能性を示したもので、各国の地球温暖化抑制への取組み強化が一層求められることになりそうだ。

報告書によると、世界の平均気温は産業革命以前からすでに二℃上昇しており、一〇年間の平均〇・二℃上昇がこのままのペースで続けると早ければ二〇三〇年にも一・五℃を超えると予測する。一℃や二℃などと聞くとあまり大したことはないように感じがちだが、その影響は、海面上昇や自然災害の多発・激甚化、生態系の変化など極めて深刻だ。

平均気温が一・五℃上昇すると、世界の平均海面は今世紀末までに二六～七七センチ上がる。これは気温上昇が二℃の場合と比べて約一〇％低く、世界で被害を受ける人々を一、〇〇〇万人減らせると推計した。

気温上昇を一・五℃に抑制するには二〇三〇年までに二酸化炭素を二〇一〇年比約四五％削減するほか、再生可能エネルギーを二〇五〇年に全電源の七〇～八五％に高め、石炭火力発電をほぼゼロにする必要性も示した。

は、二〇三〇年までに温室効果ガス排出量を、二〇一三年比で二六％削減（二〇〇五年比では二五・四％減）することを世界に約束している。

**増え続ける住宅・建築物のエネルギー消費**

パリ協定の目標達成には、国内の全エネルギー消費量の約三分の一を占める住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が不可欠とされる。日本における二〇一五年のエネルギー消費量を部門別にみると、一九九〇年比で産業部門が一・二・六％減、運輸部門が一・〇％増。一方、住宅・建築物分野に分類される業務部門・家庭部門は二・四・八％増と大きく増えているのが実情だ。パリ協定では住宅・建築物分野の温室効果ガス削減目標として、二〇三〇年に二〇一三年比約四割減が掲げられている。

住宅・建築物の省エネルギー対策として、二〇一五年一月の社会資本整備審議会（社整審、国交相の諮問機関）の答申（第一次）を受け、同年七月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）が成立。二〇一七年四月に全面施行された。この法律で建築主には、床面積二、〇〇〇平方メートル以上の新築建築物に省エネ基準への適合を義務付けた。

世界に目を転じると、韓国では延べ五〇〇平

方メートル以上の住宅・建築物、フランスは延べ五〇平方メートル以上の住宅・建築物を適合義務の対象としている。さらに、アメリカ（ニューヨーク州、カリフォルニア州）やドイツでは、ほぼすべての住宅・建築物に省エネ基準への適合を義務付けている。これらに対し、日本は大規模建築物だけと諸外国に比べて適合義務の対象が狭く、また省エネ性能の表示制度も努力義務にとどまっているのが現状だ。

## 社整審が対策の在り方で審議を再開

パリ協定の目標達成に向け、国交省は九月に「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策の在り方」について社整審での審議を再開している。論点には▽新築住宅・建築物の省エネ基準適合の確保▽高い省エネ性能を有する新築住宅・建築物の供給促進▽既存ストックの省エネ性能向上――の三つが提示され、今年度内に答申（第二次）につながる報告書を取りまとめるという。社整審では、新築の住宅・建築物の省エネ基準適合を円滑かつ着実に進めるための方策や、既存の住宅・建築物の省エネ性能向上に向けた方策などについて検討が進められる。先進他国の動向からも新築、既存を問わず住宅・建築物に対する省エネ規制は強化されていく見通しで、今後の審議を注視したい。